

株式会社アルファアビエーションあて

航空機の運航における法令等遵守について（厳重注意）

航空機の運航を実施するにあたり、法令等を遵守することは当然のことであるが、本年6月24日に実施した貴社に対する安全監査立入検査において航空機使用事業に使用する航空機（以下「事業機」という。）に関して、以下の重大な問題が確認された。

- ・ 貴社の事業機である回転翼航空機（JA6690：アグスタ式A109C型）において、簡易型GPS装置を装備し、航空法第16条第1項に規定する修理改造検査を受検することなく、これを航空の用に供していた。

当該行為は航空法に違反した行為であり、また耐空性の確認がなされずに航空の用に供していたことは遵法精神に欠けるものであり、極めて遺憾である。

ついては、上記事案の発生原因を究明の上、下記に掲げる事項について、具体的な改善の方法を策定し、その実施計画及び実施状況を、平成20年7月22日までに報告されたい。

記

- ・ 法令遵守、安全最優先の原則の徹底

乗員、整備士等安全業務に直接従事する者及び本社管理部門に対し、航空関連法令等及び社内規定を遵守し、耐空性の確認を適切に行うことの重要性について再教育を実施すること。

また、安全最優先の原則を徹底した安全管理体制の構築を図ること。